

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年11月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第49号

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「, 健康保険組合」を削る。

附 則

この規則は, 平成22年12月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)